



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

- 沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程 1

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第7号

沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 7月 31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成25年沖縄県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（沖縄県企業職員の給与の特例）

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号。以下「給与規程」という。）第4条第1項各号及び第4条の2第1項に掲げる給料表（以下「企業職給料表」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に対する給料月額（沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年沖縄県企業局管理規程第2号）附則第2項の規定によりその例によることとされる沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に当該職員に適用される給与規程第4条第1項各号に掲げる給料表及び次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級以下	100分の4.6
3級から7級まで	100分の7.6
8級以上	100分の9.6

- 2 企業職給料表5級以下の職員に関する前項の規定の適用については、同項中「平成25年7月1日」とあるのは、「平成25年8月1日」とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、給与規程別表第3に定める主任の職務にある者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員の支給減額率は、100分の4.6とする。
- 第2条中「給与条例」を「沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）」とする。

号。以下「給与条例」という。)」に改める。

第4条の見出し中「管理職員」を「給与規程附則第10項の規定の適用を受ける職員」に改め、同条中「管理職員」を「職員」に、「第1条」を「第1条第1項」に改める。

第6条に見出しとして「(特例期間における給与の取扱い)」を付する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課(文書法規班印刷室) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--